教育福祉委員会委員長報告書

平成２６年６月２５日

教育福祉委員会に付託されました 議案６件、
請願１件につきまして、審査の過程における各委員からの討論 及び審査結果について、審査経過順に報告いたします。

初めに、請願第１号
「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」について申し上げます。

本請願は、手話言語法制定を求める意見書を 政府 及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

平成１８年に国際連合で採択された「障害者権利条約」第２条で、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定され、また、平成２３年の「障害者基本法」の改正において、「全て障害者は、可能な限り、言語と手話も言語に含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されたことから、手話を音声言語同様の意思疎通の一つの手段として法的に位置づけるという手続きを進めることは適切なことであると市は考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

「手話」は、聴覚障害者の方にとっては日常的な言語であり、コミュニケーションや緊急時の情報取得に欠かせないものでありながら、制度的には、まだまだ脆弱で地域格差もある。

我が党としても、衆議院内閣委員会において、政府に対し、情報・コミュニケーション支援の在り方に関する検討を急ぐよう要望している。

聴覚障害に対する理解を深め、健常者も含め手話を学ぶ機会を担保するなどの環境を整備することは必要不可欠であり、手話言語法は、共生社会を築いていくためにも重要な法律であることから、一日も早い手話言語法の制定が必要と考える。

２　採択の立場で討論する。

日本の障害者運動は、当事者自身を中心において当事者抜きには決めないとの考え方のもとに進められてきた。

本請願は、当事者自らの権利を行使して法律の制定を求めるものであり、主権者として大変素晴らしいことである。

切実で正当な願いであり反対する理由は全くない。

３　採択の立場で討論する。

手話は聾者にとって非聾者が用いる音声言語と同じ資格を持った自然言語であり、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段となっている。

かつて聾学校で行われていた口話法の強制は、多くの聾者にとって苦痛を伴うものであっただけではなく、非聾者が用いる音声言語だけが言語として自然で、優位性を持っているという立場から行われた。

これは、非聾者こそが自然な一人前の人間であり、聾者はそうではないという、人間差別の上に立ったものであった。

教育の場では、手話を使うと叱られる、あるいは、口話が得意な障害児は表彰されることさえ 行われてきた。

聾者が最も自然と感じる言語、優れたコミュニケーション手段としての可能性を持つ手話の使用や発展に資する「手話言語法」を支持する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

次に、議案第３２号

「流山市　歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」

申し上げます。

本案は、市民の歯と口腔の健康づくりについて基本理念を定め、

市 及び 歯科医師等の責務　並びに 教育等関係者

及び 市民の役割を明らかにするとともに、

市の施策の基本的な事項を定めることにより、

市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を

総合的かつ計画的に推進し、もって　市民が生涯にわたり、

生き生きと元気に過ごせるように　するものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

口腔ケアが高齢者の方や障害のある方にとって健康維持に大切であるが、歯と口腔の健康づくりは、子どもの頃から身につけていくことも重要である。

市、歯科医師会、教育関係者、そして市民が、それぞれの責務と役割を明確にし、ともに、かつ具体的に推進していくことは市民の健康増進に大きな役割を果たすと考える。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

本条例の制定により、市として市民の健康づくりに役立つということを明確にした立場をしっかり示していただきたい。

条例制定だけで終わらないよう要望する。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

かつて、多くの自治体において、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定運動が行われたが、少なくない専門家、
あるいは薬害オンブズ等の団体、または保護者が反対をした。

日本学校歯科医会は、「う蝕予防を行う場合でも、
インフォームド コンセントや インフォームド チョイスが必要である」と述べざるを得なくなり、フッ素化物による
口内洗浄に対して「医療関係者不在による教育者だけでの
フッ素化物使用には問題がある」との認識も示した。

他の自治体では、学校等でフッ素化物の使用を進める推進装置となったこともある条例だが、当市では歯と口腔の健康を維持する本来の健康法や歯科医療技術を用いること、
市は、そのようなチェックや指導を怠らないことを強く要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３１号

「流山市 高齢者福祉センター森の倶楽部の設置 及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の 制定について」申し上げます。

本案は、高齢者福祉センター森の倶楽部に新たな施設として、多目的室 及び レストランを追加するとともに、その位置を明確にするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果､全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３０号

「流山市 福祉会館の設置 及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、流山市 思井福祉会館の管理を 指定管理者に行わせるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

市民に親しまれ、身近な福祉会館に指定管理者を導入することは反対である。特に、本施設は、児童センターもあり、
きちんと自治体の責任を果たすべきである。

がありました。

採決の結果、４対１をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３３号

「流山市 学童クラブの設置 及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、たけの子ルームを廃止し、
向小金小学校内に 向小金小学校区 第１学童クラブ 及び
向小金小学校区 第２学童クラブを設置し、並びに
おおたかの森小学校内に おおたかの森小学校区 学童クラブを設置するものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

たけの子ルームは、学校から遠距離にあったことから
学校内に設置されることは大変うれしいことである。

また、おおたかの森小学校区学童クラブも学校内であることから、
設置については、どちらも賛成であるが、
指定管理者を導入する点については、どうしても賛成はできない。

２　１点指摘し、賛成の立場で討論する。

おおたかの森小学校区学童クラブは、校舎内に整備するとの
ことであるが､執行部がこれまで一貫して説明してきたことと異なる。

エアコンを設置するかもしれないとのことや、様々な検討が
不完全であることから、今後、建設費が増額とならないよう、
最大限配慮していただきたい。

がありました。

採決の結果、４対１をもって 原案のとおり可決すべきものと
決定しました。

次に、議案第３４号

「流山市 おおたかの森センターの
設置 及び 管理に関する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、公の施設として 流山市おおたかの森センターを設置し、その管理を指定管理者に行わせるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

設置については、反対をしないが、公の施設に指定管理者を導入することには反対であり、市直営で管理すべきである。

がありました。

採決の結果、３対２をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第３５号

「流山市立図書館 設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市立中央図書館の分館として、

流山市立 おおたかの森小中学校内に

流山市立 おおたかの森子ども図書館を設置し、

同図書館の管理を 指定管理者に行わせるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

わが党は、一貫して公の施設に指定管理者を導入することには

反対をしており、市直営で管理すべきである。

２　反対の立場で討論する。

子ども図書館は図書館法に定められた図書館の分館との位置付けだが、当局が答弁でその意義を説明する際に、別の施策である小中学校併設校建設計画に引きずられる実情がある。

また、指定管理にあたっては、図書館の運営にふさわしい事業者が選ばれなければならないが、そこまで行き届いた条例案になっていないという危惧がある。

子どもたちに有益な図書を提供することは大事なことであるが、その課題に かなった条例になっているのか 心配がある。

がありました。

採決の結果、３対２をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育福祉委員会の委員長報告を終わります。